

(仮称)「東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(素案)
の内容について

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
【一般原則】			
一般原則 (第3条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の教育又は保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく提供されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設等は、当該施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育又は保育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、当該施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
【特定教育・保育施設の運営に関する基準】			
利用定員 (第4条)	<p>1 特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所については、その利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号までの認定の区分（下記※参照）ごとに利用定員を定める。ただし、3号認定の子どもの区分は、満1歳未満と満1歳以上にさらに区分して利用定員を定める。</p> <p>(1) 認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 1号認定の子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分</p> <p>※認定の区分とは</p> <p>1号認定…保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前子ども</p> <p>2号認定…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども</p> <p>3号認定…保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子ども</p>	従うべき基準	国基準のとおり
内容及び手続 の説明及び同意 (第5条)	<p>1 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要（本条例によって定めることが規定されている運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項）を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 利用申込者からの申出があった場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(1) 電子メールによる送信</p> <p>(2) ダウンロード可能な電子ファイルのホームページへの掲示</p> <p>(3) 磁気ディスク、CD-ROM等の記録媒体による提供</p> <p>3 電磁的方法により提供する場合の電子ファイルは、利用申込者が印刷可能なものでなければならない。</p> <p>4 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>1 = 従うべき基準</p> <p>2～5 = 参酌すべき基準</p>	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	<p>5 利用申込者から電磁的方法による提供の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
<p>利用申込みに 対する正当な 理由のない提 供拒否の禁止 等 (第6条)</p>	<p>1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>※正当な理由とは ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る申し込みがあった場合（下記2の選考を行う） ③その他特別な事情がある場合（「特別な事情」の内容については、今後、国から運用上の取り扱いについて示される予定）</p> <p>2 特定教育・保育施設のうち、幼稚園又は認定こども園は、利用の申込みに係る1号認定の子どもの数及び現に利用している1号認定の子どもの総数が、1号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設のうち保育所又は認定こども園は、利用の申込みに係る2号認定又は3号認定の子どもの数及び現に利用している2号認定又は3号認定の子どもの総数が、2号認定又は3号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 上記2又は3の選考は、あらかじめ支給認定保護者に選考方法を明示した上で、行わなければならない。</p> <p>5 利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなくてはならない。</p>	<p>1～4＝従う べき基準</p> <p>5＝参酌す べき基準</p>	<p>国基準のと おり</p>

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
あっせん、調整及び要請に対する協力 (第7条)	<p>1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設のうち、認定こども園又は保育所は、2号認定又は3号認定の子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従うべき基準	国基準のとおり
受給資格等の確認(第8条)	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定を受けた子どもの該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
支給認定の申請に係る援助 (第9条)	<p>1 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
心身の状況等の把握(第10条)	<p>特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定を受けた子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
小学校等との連携(第11条)	<p>特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定を受けた子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
教育・保育の提供の記録 (第12条)	<p>特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
利用者負担 額等の受領 (第13条)	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の、特別利用保育又は特別利用教育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育又は特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、上記1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育の提供に当たって、当該特定教育・保育等の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育等に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、上記1から3までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（3号認定の子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定の子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 上記に掲げるもののほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、上記1から4までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	従うべき基準	国基準のと おり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	6 上記3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、上記3の金銭の支払については文書による同意を得なければならない。		
施設型給付費等の額に係る通知等 (第14条)	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る施設型給付費又は特例施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費又は特例施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わず、支給認定保護者から特定教育・保育、特別利用教育又は特別利用保育に係る費用の支払いを受けた場合は、その支給認定保護者に対し、提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を交付しなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
特定教育・保育の取扱方針 (第15条)	1 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じてそれぞれに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (4) 保育所 保育所保育指針 2 認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、上記1の(2)に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	従うべき基準	国基準のとおり
特定教育・保育に関する評価等 (第16条)	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
相談及び援助 (第 17 条)	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
緊急時等の対応 (第 18 条)	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
支給認定保護者に関する市への通知（第 19 条）	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
運営規程 (第 20 条)	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定の子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。）及び時間、提供を行わない日 (5) 支給認定を受けた保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用定員の総数を超える利用申込があつた場合の選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項		
勤務体制の確保等 (第 21 条)	<p>1 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
定員の遵守 (第 22 条)	<p>特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
掲示 (第 23 条)	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
支給認定を受けた子どもを平等に取り扱う原則 (第 24 条)	<p>特定教育・保育施設においては、支給認定を受けた子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	従うべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
虐待等の禁止 (第 25 条)	<p>特定教育・保施設の職員は、支給認定を受けた子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>※児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為</p> <p>一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	従うべき基準	国基準のとおり
懲戒に係る権限の濫用禁止 (第 26 条)	<p>特定教育・保育施設のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	従うべき基準	国基準のとおり
秘密保持等 (第 27 条)	<p>1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	従うべき基準	国基準のとおり
情報の提供等 (第 28 条)	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	2 当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとして はならない。		
利益供与等の 禁止 (第 29 条)	<p>1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>※利用者支援事業（子ども子育て支援法第 59 条第 1 号） 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
苦情解決 (第 30 条)	<p>1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
地域との連携 等 (第 31 条)	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
事故発生の防 止及び発生時 の対応 (第 32 条)	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、(2) に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従うべき基準	国基準のとおり
会計の区分 (第 33 条)	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
記録の整備 (第 34 条)	<p>1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 支給認定を受けた子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づき定める特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 特定教育・保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) (不正な行為により給付費を受け又は受けようとした) 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	<p>記録</p> <p>(4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>		
<p>特別利用保育 の基準 (第 35 条)</p>	<p>1 特定教育・保育施設のうち、保育所が 1 号認定に該当する支給認定を受けた子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉法第 45 条第 1 項の規定により都道府県、指定都市等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守すること</p> <p>(2) 当該特別利用保育に係る 1 号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の 2 号認定の子どもの総数が、当該保育所について定められた 2 号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の 3 及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の 2 の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国基準のと おり</p>
<p>特別利用教育 の基準 (第 36 条)</p>	<p>1 特定教育・保育施設のうち、幼稚園が 2 号認定に該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法第 3 条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）を遵守すること。</p> <p>(2) 当該特別利用教育に係る 2 号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の 1 号認定の子どもの総数が、当該幼稚園について定められた 1 号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の 3 及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の 2 の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国基準のと おり</p>

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
【特定地域型保育事業者の運営に関する基準】			
利用定員 (第 37 条)	<p>1 特定地域型保育事業のうち以下の事業の利用定員（地域型保育給付費の対象となる人数）は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業 1人以上5人以下 ・小規模保育事業A型及び同B型 6人以上19人以下 ・小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型保育事業 1人 <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び特定地域型保育事業を行う事業所ごとに、3号認定子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、当該事業所関係者の小学校就学前子ども及びその他の3号認定子どもに係る利用定員）を満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定める。</p>	従うべき基準	国基準のとおり
内容及び手続の説明及び同意 (第 38 条)	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要（本条例で定めることが規定されている運営規定の概要、連携施設の種類の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項）を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 利用申込者からの申出があつた場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供する場合の方法等については、特定教育・保育施設における規定に準ずる。</p>	1＝従うべき基準 2＝参酌すべき基準	国基準のとおり
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 利用の申込みに係る3号認定の子どもの数及び現に利用している3号認定の子どもの総数が、3号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	1～3＝従うべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
(第 39 条)	<p>3 上記 2 の選考は、あらかじめ支給認定保護者に選考方法を明示した上で、行わなければならない。</p> <p>4 利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなくてはならない。</p>	4 = 参酌すべき基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力 (第 40 条)	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について子ども・子育て支援法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従うべき基準	国基準のとおり
心身の状況等の把握 (第 41 条)	特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定を受けた子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
特定教育・保育施設等との連携 (第 42 条)	<p>1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）は特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育の提供を終了した場合に、当該事業者からの特定地域型保育の提供を受けていた子どもを、その保護者の希望に基づき引き続き受け入れて教育・保育を提供すること</p> <p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 37 条第 1 号に規定す</p>	1～3 = 従うべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	<p>る乳幼児（障害、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児）に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、本条例の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、連携施設の確保に当たって、上記1の（1）及び（2）の連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	4 = 参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領 (第43条)	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育（以下「特定地域型保育事業等」という。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあつては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、上記1及び2の支払を受ける額のほか、特定地域型保育等の提供に当たって、当該特定地域型保育等の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育等に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育等の費用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、上記1から3までの支払を受ける額のほか、特定地域型等において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p>	従うべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	<p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) 上記に掲げるもののほか、特定地域型保育等において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育等事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、上記1から4までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 上記3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、上記3の金銭の支払については文書による同意を得なければならない。</p>		
特定地域型 保育の取扱 方針 (第44条)	特定教育・保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従うべき基準	国基準のと おり
特定地域型 保育に関する 評価等 (第45条)	<p>1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基 準	国基準のと おり
運営規程 (第46条)	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p>	参酌すべき基 準	国基準のと おり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	(3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5) 支給認定を受けた保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用定員の総数を超える利用申込があった場合の選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項		
勤務体制の確保等 (第 47 条)	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとの職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに当該事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
定員の遵守 (第 48 条)	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
記録の整備 (第 49 条)	<p>1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 特定地域型保育を提供した日、内容その他必要な事項の記録</p> <p>(3) (不正な行為により給付費を受け又は受けようとした) 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌すべき基準	国基準のとおり
準用 (第 50 条)	<p>特定教育・保育施設の運営に関する基準の特定教育・保育施設に関わる条文のうち、以下のもの(条番号は国の運営基準における条番号)は、特定地域型保育事業について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 条 (受給資格等の確認) ・ 第 9 条 (支給認定の申請に係る援助) ・ 第 11 条 (小学校等との連携) ・ 第 12 条 (教育・保育の提供の記録) ・ 第 14 条 (給付費等の額に係る通知等) ・ 第 17 条 (相談及び援助) ・ 第 18 条 (緊急時等の対応) ・ 第 19 条 (支給認定保護者に関する市への通知) ・ 第 23 条 (掲示) ・ 第 24 条 (支給認定子どもを平等に取り扱う原則) ・ 第 25 条 (虐待等の禁止) ・ 第 26 条 (懲戒に係る権限の乱用禁止) ・ 第 27 条 (秘密保持等) 	従うべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 28 条 (情報の提供等) ・ 第 29 条 (利益供与等の禁止) ・ 第 30 条 (苦情解決) ・ 第 31 条 (地域との連携等) ・ 第 32 条 (事故発生の防止及び発生時の対応) ・ 第 33 条 (会計の区分) 		
特別利用地域 型保育の基準 (第 51 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者が 1 号認定に該当する支給認定を受けた子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、児童福祉法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない 2 1 の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該保育に係る 1 号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の 3 号認定の子ども（次条の規定に基づき 2 号認定の子どもに特定利用地域型保育を提供する場合は、その子どもを含む）総数が、定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が 1 の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業の運営基準の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の 2 及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の 2 の規定を除く。）を適用する。 	従うべき基準	国基準のと おり
特定利用地域 型保育の基準 (第 52 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者が 2 号認定に該当する支給認定を受けた子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、児童福祉法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない 2 1 の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該保育に係る 2 号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の 3 号認定の子ども（前条の規定に基づき 1 号認定の子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、その子どもを含む）総数が、定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が 1 の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業の運営基準の規定を適用する。 	従うべき基準	国基準のと おり

項目 (国の基準の 条番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
【附則】			
(第2条) (第3条) (第4条) (第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保育所（子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所（特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所）をいう。以下同じ。）が特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価を保護者から受ける場合は、当分の間、市の同意を得ることを要件とする。 ・特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに対し特定・教育保育又は特別利用保育を提供する場合に支払いを受ける利用者負担額は、当分の間、子ども・子育て支援法第27条または第28条の規定ではなく、同法附則第9条の規定を適用する。 ・小規模保育事業C型の利用定員は、定員を定めた内閣府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間は、6人以上15人以下とする。 ・特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、連携施設の確保を定めた内閣府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間は、連携施設を確保しないことができる。 	従うべき基準	国基準のとおり